

吉田町住宅用新エネルギー機器等設置費補助金 交付制度の概要

1 申請受付期間

4月1日から1月31日まで

※申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。

2 完了報告期限

3月31日

3 申請方法

補助金交付要綱に基づき、所定の様式で申請してください。

4 補助対象者

(1) 町内に現に居住している、又は居住を予定している者

(2) 既存住宅（戸建て）に補助対象機器を設置しようとする者

※ 新築住宅への設置は対象外です。

※ カーポート等への設置、野立ての設置は対象外です。

(3) 新エネルギー機器等の設置の普及促進を目的とした国、県等の補助金を受けないこと。

(4) 町税を完納している者

※ 町税の納付状況について調査されることの同意を必要としています。

5 補助対象システムと補助金額

(1) 太陽光発電システム 2万円

ア 住宅の屋根等に設置し、最大出力が3kW以上10kW未満であること

イ 未使用品、未設置であること

- ウ 対象機器について過去に町の補助金を受けていないこと
- (2) 蓄電池システム 8万円
- ア 経済産業省の「ZEH普及加速事業」の補助対象機器に該当すること
- イ 住宅に設置するものであること
- ウ 未使用品、未設置であること
- エ 対象機器について過去に町の補助金を受けていないこと

※同時設置は10万円となります。

6 補助金交付の流れ

※予算額に達した場合はその時点で受付を締め切ります。

(1) 補助金交付申請

○必ず工事着手前に申請をしてください。

交付申請書（様式第1号）と下記の書類を添付し交付申請をしてください。

- ア 新エネルギー機器等の設置に係る契約書または見積書の写し
- イ 機器等の形状、規格等を確認できる資料（仕様書、カタログ等）
- ウ 設置場所付近の図面（地図など）
- エ その他町長が特に必要と認めるもの（基本的にはありません）

(2) 交付決定

内容を審査し、適当と認めた場合に申請者へ交付決定通知書（様式第2号）を通知します。

(3) 実績報告

○工事完了から30日以内に提出してください。

実績報告書（様式第5号）と下記の書類を添付し実績報告をしてください。

ア 新エネルギー機器等の設置費に係る領収書及び内訳書の写し

イ 新エネルギー機器等の設置完了後の写真

○ 太陽光システム

- ・住宅全体の写真
- ・パネル設置状態が確認できる写真
- ・パワーコンディショナーの写真
- ・電気メーターの写真

○ 蓄電池システム

- ・住宅全体の写真
- ・蓄電池の設置状態が確認できる写真
- ・型番が確認できる写真

ウ （蓄電池システムのみ）製造番号がわかる保証書等の写し

エ その他町長が特に必要と認めるもの

※工事完了から30日以内に上記必要書類が間に合わない見込みがある場合はご連絡ください。

※以前提出を求めていた電力会社との受給契約関係書類は不要としました。

(4) 交付決定・補助金請求

内容を審査し、適当と認めた場合に申請者へ交付確定通知書（様式第6号）を通知し、請求書（様式第7号）を送付しま

す。補助金の振込先を記入し、10日以内に提出してください。

(5) 発電状況報告のお願い

機器設置後、発電状況がわかる場合については1年間の発電実績を発電報告書（様式第2号）に記入し、提出をお願いします。